

合にして、生活窮乏し寄々對策協議中偶々五月十三日工事の都合上常備人夫のみを使役したところ、臨時人夫四十余名は即時結東して次の要求を後藤寺町方面委員川北晴鏡に訴ふるに至つたのである。

九、要求事項並に経過

1、常備人夫を全廢せられたし

2、人夫監督吳繼造は常に失業者に對し横暴の振舞をなすに依り被冤せられたし

川北方面委員は直ちに之を同町方面委員と共に同町役場に關係者と協議の上伊田町土木管區出張所に主任と會見交渉するところがあつたが十七日に至り次の條件にて解決したのである。

十、解決條件

1、常備人夫は事業上に支障を來さざる範圍に於て之を減少する

こと

2、人夫監督は即時解雇することを得ざるも今後人夫監督使用上に於て嚴重注意すること

以上